

生徒会慶弔費規定

第 1 章 名称

第 1 条 本規定は、慶弔費規定と称する。

第 2 章 目的

第 2 条 本規定は、会員互助をはかることを目的とする。

第 3 章 適用範囲

第 3 条 不幸

(1) 死亡:本人、両親及びそれに準ずる者（教職員についてもこれに準ずる）

(2) 災害:火災・天災など。

ア 火災一家屋が全焼またはその他の被害の過大な場合。

イ 天災一家屋が全壊またはその他の被害の過大な場合。

ウ その他一状況に応じ検討する。

第 4 条 祝い事

(1) 卒業:卒業に際しての記念品の贈呈。

第 4 章 金額及び執行機関

第 5 条 本規定の執行は執行委員会を以て検討し援助する。

第 6 条 第 3 条における基準額は以下の通りとする。また、執行委員会が改正の必要性を認めたときは、代議員会に提出し審議決定される。

死 亡	10,000円
災害:火災・天災など	5,000円

付 則 本規定は、平成 15 年 4 月 1 日改正・施行する。